

普通株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	14,040億円
	単体自己資本比率	14,040億円
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

第二回第四種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二回第四種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2002年4月1日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

第八回第八種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第八回第八種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2002年4月1日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

第十一回第十三種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第十一回第十三種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2003年3月28日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

非支配株主持分

1	発行者	みずほキャピタル、ユーシーカード、他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	-
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	267億円
	単体自己資本比率	-
9	額面総額	-
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	-
11	発行日	-
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	-
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	-
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	-
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	-
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	-
18	配当率又は利率	-
19	配当等停止条項の有無	-
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	-
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	-
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	-
25	転換の範囲	-
26	転換の比率	-
27	転換に係る発行者の裁量の有無	-
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	-
32	元本の削減が生じる範囲	-
33	元本回復特約の有無	-
34	その概要	-
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式、他
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	-

永久劣後ローン(FG#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	3,000億円
	単体自己資本比率	3,000億円
9	額面総額	3,000億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年7月24日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#1)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#2)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,300億円
	単体自己資本比率	2,300億円
9	額面総額	2,300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年7月22日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2021年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2021年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#2)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#3)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,300億円
	単体自己資本比率	2,300億円
9	額面総額	2,300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年7月22日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2026年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2026年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#3)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#4)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,350億円
	単体自己資本比率	2,350億円
9	額面総額	2,350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年7月21日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#4)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#5)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,250億円
	単体自己資本比率	2,250億円
9	額面総額	2,250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年7月21日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2027年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2027年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#5)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#6)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,950億円
	単体自己資本比率	1,950億円
9	額面総額	1,950億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年7月20日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#6)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

永久劣後ローン(FG#7)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,550億円
	単体自己資本比率	1,550億円
9	額面総額	1,550億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年7月20日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2028年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2028年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#7)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

優先出資証券 (BKJPY3A)

1	発行者	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズA)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	750億円
	単体自己資本比率	750億円
9	額面総額	750億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

優先出資証券 (CBJPY3A)

1	発行者	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズA)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,745億円
	単体自己資本比率	1,745億円
9	額面総額	1,745億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

優先出資証券 (BKJPY3B)

1	発行者	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズB)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	160億円
	単体自己資本比率	160億円
9	額面総額	160億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

優先出資証券 (CBJPY3B)

1	発行者	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズB)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	375億円
	単体自己資本比率	375億円
9	額面総額	375億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#3)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D582
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第3回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	37億円
	単体自己資本比率	37億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005年8月9日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2020年8月7日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.04%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#5)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D616
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第5回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2006年1月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年1月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.49%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#7)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D6B8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第7回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2006年11月6日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年11月6日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.87%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#9)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570B743
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第9回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2007年4月27日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年4月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.52%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#14)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570C998
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第14回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	65億円
	単体自己資本比率	65億円
9	額面総額	330億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2019年9月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.14%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#15)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D996
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第15回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	180億円
	単体自己資本比率	180億円
9	額面総額	180億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2029年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年3.03%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債(BK#17)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AB95
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第17回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	206億円
	単体自己資本比率	206億円
9	額面総額	350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年9月10日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年1.59%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#18)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570BB94
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第18回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年9月11日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.14%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#19)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AC29
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第19回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	428億円
	単体自己資本比率	428億円
9	額面総額	630億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年2月24日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年2月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年1.67%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#20)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AC60
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第20回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	345億円
	単体自己資本比率	345億円
9	額面総額	470億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年6月5日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年6月3日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年1.49%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (BK#21)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570ACA4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第21回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	800億円
	単体自己資本比率	800億円
9	額面総額	800億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年10月24日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年10月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年10月24日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年10月24日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年1.21%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (CB#7)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575D961
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第7回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	72億円
	単体自己資本比率	72億円
9	額面総額	540億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年6月3日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2019年6月3日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.50%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (CB#8)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575BBA3
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第8回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	104億円
	単体自己資本比率	104億円
9	額面総額	170億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年10月31日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年10月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年1.62%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (CB#9)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575CBA1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第9回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年10月31日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年10月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.20%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債(BK #10107)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0417601761
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行MTNシリーズ10107
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年3月30日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2029年3月22日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制変更により発行体が税金相当の金利上乘せを要請される場合には、本債券は額面に経過利子を加えた金額で期限前償還される
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2029年3月22日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債(Cayman #250)

1	発行者	Mizuho Finance (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0230095522
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほファイナンスケイマンMTNシリーズ250
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年9月28日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年9月28日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後債 (Curacao #334)

1	発行者	Mizuho Finance (Curacao) N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0775238479
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほキュラソーMTNシリーズ334
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	110億円
	単体自己資本比率	110億円
9	額面総額	110億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年5月10日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年5月10日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年5月10日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年5月10日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(MFGCL3)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,703億円
	単体自己資本比率	1,703億円
9	額面総額	USD 15億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年3月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の弁済事由または規制上の弁済事由が生じた場合には、金融庁の事前確認を条件としていつでも、本借入金の一部について、元本額ならびに未払利息および追加金額をもって弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、(1)みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号もしくは第3号にそれぞれ定める措置である第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行う場合、または、(2)みずほ銀行について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(海外_1510)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	851億円
	単体自己資本比率	851億円
9	額面総額	USD 7.5億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年10月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年10月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、(1)みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号もしくは第3号にそれぞれ定める措置である第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行う場合、または、(2)みずほ銀行について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(MFGCL2)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,294億円
	単体自己資本比率	1,294億円
9	額面総額	USD 15億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年7月19日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年7月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本借入金の全部について、元本額ならびに未払利息および追加金額をもって償還できる 規制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本借入金の全部について、(i)元本額ならびに未払利息および追加金額または(ii)元本額の割引現在価値および償還期限迄の未払利息の割引現在価値のいずれか高い額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(FG#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	800億円
	単体自己資本比率	800億円
9	額面総額	800億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年7月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年7月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#2)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年7月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年7月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年7月16日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年7月16日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#3)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#4)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年12月18日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年12月18日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#5)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2029年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#6)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#7)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年6月18日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年6月18日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#8)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2030年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG#9)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,550億円
	単体自己資本比率	1,550億円
9	額面総額	1,550億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年6月20日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年6月19日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#10)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	810億円
	単体自己資本比率	810億円
9	額面総額	810億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年1月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年1月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#11)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	990億円
	単体自己資本比率	990億円
9	額面総額	990億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年1月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年1月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年1月26日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年1月26日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#12)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	350億円
	単体自己資本比率	350億円
9	額面総額	350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月21日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#13)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	790億円
	単体自己資本比率	790億円
9	額面総額	790億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月21日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年6月21日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年6月21日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#14)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	700億円
	単体自己資本比率	700億円
9	額面総額	700億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月20日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年6月20日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年6月20日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#15)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン (FG#16)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年6月12日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年6月12日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG私募#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	500億円
	単体自己資本比率	500億円
9	額面総額	500億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年8月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年8月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(BK_110930)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	40億円
	単体自己資本比率	40億円
9	額面総額	40億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(BK_110930_2)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	24億円
	単体自己資本比率	24億円
9	額面総額	40億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(BK_120928)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	40億円
	単体自己資本比率	40億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン (BK_120928_2)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	79億円
	単体自己資本比率	79億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(BK_121226)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年12月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2023年12月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2018年12月26日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン (BK_121226_2)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	169億円
	単体自己資本比率	169億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年12月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年12月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(BK_121226_3)

1	発行者	みずほ銀行(旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年12月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年12月26日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(FG_151009)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年10月9日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年10月9日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_151216)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年12月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年12月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_151222)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年12月22日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2030年12月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_160322)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年3月22日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2031年3月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_160629)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年6月29日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_160921)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年9月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2031年9月19日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_170628)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_170629)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月29日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2032年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(FG_180328)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年3月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

基準日： 2018年9月30日

注1：
自己保有額の控除を勘案しておりません。また、適格旧Tier1資本調達手段および適格旧Tier2資本調達手段の額については、経過措置による減額を勘案しておりません。

注2：
配当率又は利率を一般に公表していない資本調達手段について、初回償還可能日（項番13又は15に記載の日付のいずれか早い日付）により区分した基準日時点の適用金利の加重平均は、下記の通りです。

5年以内	5年超
2.26%	1.74%